

転学科とは、学生の願い出により、入学した学部・学科・専攻から、ほかの学部・学科・専攻に転じ、次年度の始めに学籍上の身分変更を行うことをいいます。

当該学部・学科・専攻に欠員のある場合に限り、認められています。

東京家政学院大学転学部・転学科・転専攻に関する取扱い内規

東京家政学院大学の学生で、他の学部への転学部及び当該学部の他の学科への転学科並びに当該学科の他の専攻への転専攻を志望する者がある場合は、当該学部、学科及び専攻に欠員のある場合に限り、この内規により取り扱うものとする。

●第1条

家政学部家政学科管理栄養士専攻及び人文学部人間福祉学科介護福祉専攻への転学部、転学科、転専攻は、認めない。

●第2条

転学部、転学科、転専攻の時期は学年の始めとする。

●第3条

転学部、転学科、転専攻を志望する者は指定された期日までに、次の書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

- (1) 転学部、転学科又は転専攻願
(本学所定の様式) 1通
- (2) 志望理由書 1通

●第4条

出願者に対して別に定めるところにより選考を行う。

●第5条

前条の結果に基づき、当該教授会の議を経て学長が許可する。

●第6条

前条により転学部、転学科、転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の全部又は一部を教授会の議を経て卒業に必要な単位として認定する。

●第7条

転学部、転学科又は転専攻前の在学年数及び休学年数は、転学部、転学科又は転専攻後の期間と通算する。

●第8条

検定料、授業料及び施設設備資金の額は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 10,000 円
- (2) 授業料 当該年次の在学者に係る額と同額
- (3) 施設設備資金
当該年次の在学者に係る額と同額

附 則

この内規は、平成7年11月16日から施行する。東京家政学院大学家政学部家政学科転専攻に関する取扱い内規(昭和60年2月14日施行)は、廃止する。

附 則

この内規は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。